



ざいりゅう てつづ 在留のための手続き

●パスポートと ざいりゅう にほん に いるための カード>を 見て ください

あなたの ざいりゅう しかく にほん に いる りゆう>は 何ですか。

あなたは いつまで にほん に いることが できますか。

パスポートと ざいりゅう カードに 書いてあります。

ざいりゅう しかく にほん に いる りゆう>を 変えたいときと にほん に いる じかん をもっと

ながくしたいときは 地方入国管理局<にほん に いる てつづ を するところ>へ 行って

ください。

●注意すること

<短期滞在<3か月 にほん に いることが できる>の人は 働くことが できません>

観光などで にほん へ 来た人は 短期滞在<3か月 にほん に いることが できる>という

ざいりゅう しかく にほん に いる りゆう>です。

短期滞在<3か月 にほん に いることが できる>の人は 働くことが できません。

<在留資格<にほん に いる りゆう>と ちがうことを したいとき>

資格外活動許可<在留資格と ちがうことを する ことができる>が 必要になります。

<在留資格<にほん に いる りゆう>を 変えたいときと 在留期間<にほん に いる じかん>を もっと ながくしたいとき>

ざいりゅう しかく にほん に いる りゆう>を 変えることは いつでも できます。

ざいりゅう きかん にほん に いる じかん>を ながくしたいときは 在留期間満了日<にほん に

いることが できる 最後の 日>の 3か月前から できます。

短期滞在<3か月 にほん に いることが できる>の人は 在留期間<にほん に いる じかん>を

ながくすることが できません。

<にほん から 一時出国<いちど で 出て また もどる>するときは> (75ページを 見て ください)

一度 にほん で おな ようし で もどってくるときは にほん で また さいにゅうしやくが

<にほん を 出て また もどる ことができる>を もらって ください。

ざいりゅう てつづ 在留のための手続き



ゆる 許されていないことを したとき

ざいりゅう しかく にほん に いる りゆう>で 許されていないことを したときや 就労<働くこと>の 資格が ないのに 働いたときは 罪に なります。

ざいりゅう きげん にほん に いる じかん>が なくなった あとで にほん に いることは できません。

退去強制<無理に にほん から 出す>に なるかもしれません。

※ 2012年7月 再入国<にほん を 出て また もどる>などの 法律が かわりました。

入国管理局<にほん に いる てつづ を するところ>の ホームページを 見て ください。

<https://www.immi-moj.go.jp/>

●在留<にほん に 住むこと>について 必要なことが あれば

ざいりゅう しかく にほん に いる りゆう>や ざいりゅう きげん にほん に いる じかん>を 変えたいとき、

再入国許可<にほん を 出て また もどる ことができる>が 必要なときは 姫路港にある

大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所<にほん に いることが できる てつづ を するところ>へ

行って ください。

わからないことが あれば 聞いて ください。

おおさかにゅうこくかん りきくこうべ しきくひめじこうしやうしよ
大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所
<にほん に いることが できる てつづ を するところ>
電話 079-235-4688

住所：〒 672-8063

姫路市飾磨区須加 294-1 姫路港湾合同庁舎内

交通：神姫バス 94番に のって ください。

みなと町か 最後の バス停で おりて ください。

ひめじこうしやうしよ
姫路港出張所

<にほん に いることが できる てつづ を するところ>

わからない ときは ここへ 電話 してください。

おおさかにゅうこくかん りきくこうべ しきくひめじ
大阪入国管理局神戸支局 電話 078-391-6377

